

度会町地域防災計画

震災対策編

度会町防災会議

目 次

第1部	総則	1-1
第1章	計画の目的・方針	1-1
第1節	計画の目的	1-1
第2節	計画の方針	1-1
第2章	計画関係者の責務等	1-3
第1節	町・県・防災関係機関・町民等の実施責任及び役割	1-3
第2節	町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1-3
第3章	度会町の特質及び過去の災害履歴	1-9
第1節	度会町の特質	1-9
第4章	被害想定	1-10
第1節	被害想定	1-10
第2部	災害予防・減災対策	2-1
第1章	自助・共助を育む対策の推進	2-1
第1節	防災思想・防災知識の普及	2-1
第2節	防災人材の育成・活用	2-1
第3節	自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化	2-2
第4節	ボランティア活動の促進	2-3
第5節	企業・事業所の防災対策の促進	2-3
第6節	児童生徒・園児にかかる防災教育・防災対策の推進	2-3
第2章	安全な避難空間の確保	2-5
第1節	避難対策等の推進	2-5
第3章	地震に強いまちづくりの推進	2-7
第1節	建築物等の防災対策の推進	2-7
第2節	文化財の災害予防	2-8
第3節	公共施設等の防災対策の推進	2-8
第4節	危険物施設等の防災対策の推進	2-8
第5節	地盤災害防止対策の推進	2-8
第4章	緊急輸送の確保	2-10
第1節	輸送体制の整備	2-10
第5章	防災体制の整備・強化	2-11
第1節	災害対策機能の整備及び確保	2-11
第2節	情報収集・情報伝達機能の整備及び確保	2-12
第3節	医療・救護体制及び機能の確保	2-12
第4節	応援・受援体制の整備	2-12
第5節	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備	2-12
第6節	ライフラインにかかる防災対策の推進	2-13
第7節	防災訓練の実施	2-14
第8節	災害廃棄物処理体制の整備	2-14

第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	2-16
第1節 南海トラフ地震に関連する情報.....	2-16
第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応	2-18
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策.....	2-18
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策.....	2-18
第3部 発災後対策.....	3-1
第1章 災害対策本部機能の確保.....	3-1
第1節 活動態勢の整備	3-1
第2節 災害対策要員の確保.....	3-1
第3節 通信機能の確保	3-1
第4節 自衛隊災害派遣要請.....	3-1
第5節 被害情報収集・連絡活動	3-1
第6節 応援・受援体制の整備.....	3-3
第7節 災害救助法の適用	3-3
第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	3-4
第1節 緊急の交通・輸送機能の確保	3-4
第2節 水防活動.....	3-5
第3節 ライフライン施設の復旧・保全.....	3-5
第4節 公共施設等の復旧・保全	3-7
第5節 ヘリコプターの活用.....	3-8
第3章 医療・救護活動	3-9
第1節 救助・救急及び消防活動	3-9
第2節 医療・救護活動	3-11
第4章 避難及び被災者支援等の活動	3-12
第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営	3-12
第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策.....	3-15
第3節 学校・保育所における児童生徒等の安全確保.....	3-16
第4節 ボランティア活動の支援	3-16
第5節 防疫・保健衛生活動.....	3-16
第6節 災害警備活動	3-17
第7節 遺体の取り扱い	3-17
第5章 救援物資等の供給	3-18
第1節 緊急輸送手段の確保.....	3-18
第2節 救援物資等の供給	3-19
第3節 給水活動.....	3-20
第6章 特定災害対策	3-22
第1節 危険物施設等の保全.....	3-22
第7章 復旧に向けた対策	3-25
第1節 廃棄物対策活動	3-25
第2節 住宅の保全・確保	3-25

第3節	文教等対策.....	3-25
第4節	災害義援金等の受入・配分.....	3-25
第4部	復旧・復興対策.....	4-1
第1章	復旧・復興対策.....	4-1
第1節	激甚災害の指定.....	4-1
第2節	被災者の生活再建に向けた支援.....	4-2
第3節	復興体制の構築と復興方針の策定（風水害等対策編・震災対策編共通）.....	4-5
第4節	民生安定のための緊急措置.....	4-6

第1部 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

（「風水害対策編 第1部 第1章 第1節 計画の目的」を参照。ただし「風水害対策編」を「震災対策編」に読み替えること。）

第2節 計画の方針

第1項 計画の基本方針

本町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

この計画は、南海トラフ特措法第5条第2項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものであり、町及びその他の防災関係機関並びに町民の役割と責任を明らかにし、行政・公共機関・事業者・町民が一丸となって地震災害に対処するための基本的な計画である。

第2項 計画の構成

第1部 総 則	○ 計画の目的や方針、町、県、防災関係機関、町民等の防災上の責務や役割や想定される地震災害の被害等について書かれている。
第2部 災害予防・減災対策	○ 発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において地震災害に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれている。
第3部 発災後対策	○ 町災害対策本部の部隊活動を中心に、防災関係機関、町民等が地震発生後に取り組むべき対策について書かれている。
第4部 復旧・復興対策	○ 被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策及び被災者の生活再建や地域の復興を適切に進めるための考え方等について書かれている。

第3項 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正する。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

第4項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 町災害対策本部 度会町災害対策本部をいう。
- 2 町水防本部 度会町水防本部をいう。
- 3 県災害対策本部 三重県災害対策本部をいう。
- 4 県地方部 三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 5 判定会 気象庁長官が定める地震防災対策強化地域判定会をいう。
- 6 防災関係機関 県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 7 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。

- 8 救助法 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
- 9 大震法 大規模地震対策特別措置法をいう。
- 10 南海トラフ特措法 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法をいう。
- 11 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人その他の特に配慮を要する者をいう。
- 12 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 13 復興法 大規模災害からの復興に関する法律をいう。
- 14 南海トラフ地震 本計画第 4 章第 1 節に規定する「(1)過去最大クラスの南海トラフ地震」と「(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震」の 2 つの地震の総称
 - ※ ① 過去最大クラスの南海トラフ地震は、過去約 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的に実証されているプレート境界型の地震を参考に、この地域で起こりうる最大クラスの南海トラフ地震を想定した。
 - ② 理論上最大クラスの南海トラフ地震は、あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生の可能性は極めて低いものの、理論上は起こりうる、この地域における最大クラスの南海トラフ地震を想定した。
- 15 その他の用語については、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の例による。
 - ※ 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」は、地震名称を「南海トラフ地震」と改めたうえで内容の一部が改正され、平成 25 年 12 月 27 日付けで施行された。

第2章 計画関係者の責務等

第1節 町・県・防災関係機関・町民等の実施責任及び役割

（「風水害対策編 第1部 第2章 第1節 町・県・防災関係機関・町民等の実施責任及び役割」を参照。）

第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 町の処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の町民に対する広報
- (10) 地域住民に対する高齢者等避難又は避難指示
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受け入れに関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災町営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時における交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施
- (18) 町内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (19) 地震防災応急計画の作成
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 消防機関(伊勢市消防本部・伊勢市消防署度会出張所、度会町消防団)

- (1) 火災の予防・警戒・鎮圧
- (2) 災害の防除及び被害の軽減
- (3) 救助・救急活動
- (4) 災害情報の収集・連絡等

第2項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受け入れに関する措置

- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の混乱防止
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施
- (21) その他災害発生の防御と被害拡大の防止のための措置

2 警察(伊勢警察署、棚橋警察官駐在所、麻加江警察官駐在所、脇出警察官駐在所)

- (1) 警備体制の確立
- (2) 住民等への情報伝達と事前避難の呼び掛け
- (3) 情報の収集
- (4) 避難誘導
- (5) 救出救助
- (6) 身元確認等
- (7) 二次災害の防止
- (8) 社会秩序の維持
- (9) 交通対策
- (10) 被災者等への情報伝達活動
- (11) 報道対策
- (12) 関係機関との相互連携
- (13) 自発的支援との連携

第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

(1) 東海財務局

- ア 災害復旧事業における職員の査定立会
- イ 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置
- ウ 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
- エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整
- オ 金融上の諸措置

(2) 東海農政局

- ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業(農林水産省、農村振興局所管に限る)等の国土保全対策の推進
- イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
- ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑供給に関する指導
- エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
- オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
- カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
- キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等
- ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
- ケ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握

- コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
- (3) 津地方気象台
 - ア 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知
 - イ 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知
 - ウ 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表
 - エ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- (4) 中部地方整備局
 - ア 災害予防
 - (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (イ) 災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
 - (オ) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施
 - (カ) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施
 - (キ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
 - イ 初動対応

情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施。
 - ウ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
 - (ウ) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施
 - (エ) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
 - (オ) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
 - (カ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (キ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
 - (ク) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
 - (ケ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (コ) 情報の収集及び連絡
 - (サ) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
 - (シ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施
 - (ス) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

2 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社三重支店
 - ア 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対

- する通信設備の優先利用の供与
 - ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
- エ 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - (ア) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
- (2) 株式会社NTTドコモ東海支社三重支店
 - ア 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
 - ウ 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - エ 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - オ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - カ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
- (3) KDDI株式会社中部総支社・ソフトバンク株式会社・楽天モバイル株式会社
 - ア 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
 - ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
 - エ 被災通信設備の早急な災害普及措置
- (4) 日本銀行名古屋支店

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。

 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - (ア) 通貨の円滑な供給の確保
 - (イ) 現金供給のための輸送、通信手段の確保
 - (ウ) 通貨及び金融の調節
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - (ア) 決済システムの安定的な運行に係る措置
 - (イ) 資金の貸付け
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
 - カ 海外中央銀行等との連絡・調整
- (5) 日本赤十字社三重県支部
 - ア 南海トラフ地震臨時情報等の発表に伴う、医療、救護の派遣準備
 - イ 災害時における医療、助産及びその他の救助
 - ウ 救援物資の配分
 - エ 災害時の血液製剤の供給
 - オ 義援金の受付及び配分
 - カ その他災害救護に必要な業務
- (6) 日本放送協会津放送局
 - ア 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解

- 説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。
- イ 放送に当たっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める。
 - ウ 県民に対する防災知識の普及並びに各種予報及び警報等の報道による周知
 - エ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
- (7) 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社／株式会社ＪＥＲＡ西日本支社
- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
 - イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
 - ウ 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携
 - エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
 - オ 電力供給施設の早期復旧の実施
 - カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
- (8) 日本郵便株式会社(内城田郵便局、度会中川郵便局、度会小川郷郵便局、一之瀬郵便局)
- ア 災害時における郵便業務の確保
 - (ア) 郵便物の送達の確保
 - (イ) 郵便局の窓口業務の維持
 - イ 郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付するものとする。
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
 - (ウ) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
 - (エ) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。
- (9) 中日本高速道路株式会社
- 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道及び新名神高速道路の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
- (10) 独立行政法人水資源機構
- ア 南海トラフ地震臨時情報発表時における警戒本部の設置並びに地震防災、応急対策の推進
 - イ 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施
- (11) 独立行政法人 国立病院機構
- ア 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置
 - イ 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療
 - ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援
- 3 指定地方公共機関
- (1) 公益社団法人三重県医師会
- ア 医師会救護班の編成並びに連絡調整
 - イ 医療及び助産等救護活動
- (2) 三重交通株式会社
- ア 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
 - イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送

- ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
- (3) 一般社団法人三重県トラック協会
災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
- (4) 一般社団法人三重県エルピーガス協会
 - ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
 - イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
- (5) 近畿日本鉄道株式会社
 - ア 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送
 - イ 線路、トンネル、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理

4 自衛隊

- (1) 要請に基づく災害派遣
- (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 医療関係団体(伊勢地区医師会・伊勢地区歯科医師会、伊勢薬剤師会)災害時における医療、助産等の救護活動
- (2) 伊勢地区交通安全協会度会支部
 - ア 地域住民に対する避難誘導
 - イ 災害時における交通整理
- (3) 産業経済団体(伊勢農業協同組合、いせしま森林組合、町商工会、三重県建設業協会伊勢支部等)
災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
- (4) 文化、厚生、社会団体(日赤奉仕団、度会町社会福祉協議会、区・自治会等)
被災者の救助活動及び義援金品の募集等についての協力
- (5) 危険物施設等の管理者
町等の防災関係機関と密接な連絡、並びに危険物等の防災管理の実施
- (6) その他の機関及び施設の管理者
町災害対策本部長の要請による災害予防、災害応急対策、災害復旧への協力

第3章 度会町の特質及び過去の災害履歴

第1節 度会町の特質

（「風水害等対策編 第1部 第3章 第1節 度会町の特質」を参照。）

第4章 被害想定

第1節 被害想定

三重県では、平成24年度に国より公表された南海トラフ巨大地震の被害想定などを参考にしながら、地震被害想定の方針作業を進めてきた。

今回の地震被害想定では、南海トラフの地震については、以下の2つのクラスの地震を想定し、地震による震度分布や液状化危険度分布、その地震による人的被害、物的被害、ライフラインや交通施設等の被害、経済被害等の想定結果をとりまとめた。

また、陸域の活断層を震源とする地震についても、「養老－桑名－四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部）」、「頓宮断層」の3つの活断層を対象とし、地震による震度分布や液状化危険度分布の様相と、その地震による人的被害、物的被害の想定結果をとりまとめた。

町の想定結果等は以下のとおりである。

1 地震による震度分布

想定震次モデル	震度階ごと該当面積 (km ²)							面積割合 (%)						
	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
南海トラフ地震（過去最大クラス）	0.00	0.00	0.00	29.85	98.63	6.49	0.00	0.0	0.0	0.0	22.1	73.1	4.8	0.0
南海トラフ地震（理論上最大クラス）	0.00	0.00	0.00	0.00	6.92	115.19	12.85	0.0	0.0	0.0	0.0	5.1	85.3	9.5
養老－桑名－四日市断層帯	0.00	110.44	20.76	3.77	0.00	0.00	0.00	0.0	81.8	15.4	2.8	0.0	0.0	0.0
布引山地東縁断層帯（東部）	0.00	0.00	0.00	111.86	22.31	0.80	0.00	0.0	0.0	0.0	82.9	16.5	0.6	0.0
頓宮断層	0.00	114.76	19.65	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0	85.0	14.6	0.4	0.0	0.0	0.0

2 建物被害

	全壊・焼失棟数（棟）				
	揺れ	火災	液状化	急傾斜地等	合計
南海トラフ地震（過去最大クラス）※1	約200	－	－	約10	約200
南海トラフ地震（理論上最大クラス）※2	約1,500	約30	－	約10	約1,500
養老－桑名－四日市断層帯※1	－	－	－	－	－
布引山地東縁断層帯（東部）※1	約50	－	－	約10	約60
頓宮断層※1	－	－	－	－	－

※1 冬夕発災

※2 全壊・焼失棟数の町計が最大となるケース：陸側ケース、冬・夕

3 人的被害

	早期避難率低			自力脱出困難者数		
	死者数 (人)	重傷者数 (人)	軽傷者数 (人)	深夜 (人)	昼(人)	夕(人)
南海トラフ地震（過去最大クラス）※1	約10	約20	約100	約40	約20	約30
南海トラフ地震（理論上最大クラス）※2	約100	約100	約300	約300	約100	約200
養老－桑名－四日市断層帯※1	－	－	－	－	－	－
布引山地東縁断層帯（東部）※1	－	約10	約60	約10	約10	約10
頓宮断層※1	－	－	－	－	－	－

	1 日後			1 週間後			1 ヶ月後		
	避難者 数 (人)	避難所	避難所 以外	避難者 数 (人)	避難所	避難所 以外	避難者 数 (人)	避難所	避難所 以外
南海トラフ地震 (過去最大クラス) ※ 1	約 500	約 300	約 200	約 1,900	約 1,000	約 1,000	約 2,600	約 800	約 1,800
南海トラフ地震 (理論上最大クラス) ※ 2	約 2,900	約 1,800	約 1,200	約 4,100	約 2,100	約 2,100	約 5,800	約 1,700	約 4,100

※ 1 冬夕発災

※ 2 死者数の町計が最大となるケース：陸側ケース、冬・深夜

	南海トラフ地震による帰宅困難者数						
町外からの流入者 数	流入最大市町			流入者数			帰宅困難者数
	市町名	人数	比率	隣市町	隣市町以外	隣市町比率	避難者数
約 900	伊勢市	約 470	53%	約 750	約 150	83%	約 490

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 防災思想・防災知識の普及

第1項 防災・減災重点目標

現状は家族3日分以上の食料や飲料水の備蓄、家屋の耐震化や家具固定、万一の際の避難場所や家族間の連絡方法の確認など、町民が地震からわが身を守るための備えが十分でないため、地震発生時の“揺れ”から生命を守り、家族が地震発生後3日間以上を生き延びるための自助の備えに取り組む環境を作る。

第2項 対策

（「風水害対策編 第2部 第1章 第1節 防災思想・防災知識の普及」を参照。ただし、南海トラフ地震対策として以下を追加すること。）

1 南海トラフ地震に対する対策

（1）自治会等地域コミュニティ及び町民を対象とした対策

ア 南海トラフ地震臨時情報が発せられた際に取りべき対応に関する知識等の普及・啓発

第2節 防災人材の育成・活用

第1項 防災・減災重点目標

現状は地域における女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。また、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分ではないため、女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引していけるよう図る。

第2項 対策

1 町災害対策本部整備対策

（1）町災害対策本部体制

町災害対策本部（町役場）及び各支部（麻加江生活改善センター、中之郷生活改善センター、一之瀬公民館）による機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制整備を図る。

（2）町災害対策本部の設置及び設備

発災時、迅速に町災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の浸水対策、自家発電設備等の整備による代替エネルギー、衛星携帯電話の確保などの整備を進める。

（3）物資・機材の備蓄

災害時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、町災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努める。

（4）町災害対策本部機能の代替施設の整備

大規模災害発生時、庁舎等主要施設が損壊した場合に災害対策活動に支障をきたすことがないように、町災害対策本部機能を有する代替施設の整備に努めるものとする。

2 町民を対象とした対策

（1）地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダーと連携して、みえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を

図る。

3 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

第1項 防災・減災重点目標

現状は自主防災組織や消防団の活動状況にばらつきがある。また、自主防災組織や消防団に対し、避難行動要支援者対策など、東日本大震災で顕在化した課題について十分な情報共有がなされていないため、自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化してネットワーク化が進み、自主防災組織活動カバー率の向上、消防団員数の増加を図る。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第2部 第1章 第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化」に記載するところによる。

1 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

ア 訓練等の自主防災活動に対する支援

イ 自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画を定めた防災計画の作成指導

ウ 防災資機材の整備にかかる支援

エ 自主防災組織リーダー等の人材育成

オ 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化による組織の活性化推進

カ 必要に応じ、地域の町民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置の促進

(2) 自主防災組織の結成促進

結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。また、地域の消防団との連携強化を図るための人材育成を図る。

2 消防団を対象とした対策

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

3 町民を対象とした対策

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

第4節 ボランティア活動の促進

第1項 防災・減災重点目標

町内外からの支援に訪れるボランティアと町及び度会町社会福祉協議会との相互の協力体制を構築し、様々な分野のボランティアが自らの力を十分に発揮しながら被災地支援に取り組める環境の整備を図る。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第2部 第1章 第4節 ボランティア活動の促進」に記載するところによる。

1 災害ボランティア担当機関を対象とした対策

(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

適切な区域で実地的な災害対応に当たる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

(2) ボランティアの受け入れにかかる協力関係・連携体制の構築

町域を超えたボランティアの受け入れや活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

(3) 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

2 NPO・ボランティア等を対象とした対策

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

3 町民・企業を対象とした災害ボランティアへ参画促進

(1) 災害ボランティアへ参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、町民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

現状は地域と一体となり、防災対策に取り組んでいる事業所は限られているため、企業・事業所の事業継続計画（BCP）の策定及び地域と連携した日常的な防災対策を推進し、災害発生時の事業の継続と防災活動の実施を図る。

第2項 対策

（「風水害対策編 第2部 第1章 第5節 企業・事業所の防災対策の促進」を参照。）

第6節 児童生徒・園児にかかる防災教育・防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

すべての学校や保育所などにおいて必要な耐震対策や避難対策がなされ、児童生徒等、教職員の安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒・園児の安全確保と家庭や地域への防災啓発を図る。

第2項 対策

1 小中学校の防災対策の推進

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、学校における防災教育及び防災対策がさらに充実するよう、支援する。

(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。また、東日本大震災等の教訓をふまえ、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

(3) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策

学校施設の構造体の耐震化及び天井材等の非構造部材の耐震対策を行う。

(4) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を行い、必要な補修を行う。

(5) 登下校時の児童生徒・園児の安全確保

登下校時等の児童生徒・園児の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒・園児の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒・園児、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(6) 児童生徒・園児への防災教育の推進

防災ノート等を活用した防災教育を継続して行う。

(7) 教職員の学校防災人材の育成と活用

学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。また、すべての基本研修で防災研修を実施する。

(8) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

2 小中学校所在地域及び町民を対象とした対策

(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行っておく。

3 児童福祉施設等の防災対策の推進

保育所等については、小中学校に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

また、民間児童福祉施設については、公立小中学校等・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組むよう指導する。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進する。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進

第1項 防災・減災重点目標

現状は避難場所等の整備や町民一人一人の避難経路、場所等の検討が十分ではない。また、避難行動要支援者の命を救うための避難対策、避難行動要支援者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定や福祉避難所の指定等について、多くの地域で取り組みが進んでいないため、避難場所等の整備を進め、町民一人一人が個別の避難計画を策定し、地域において避難所運営における弱者対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定を進めるなど、避難行動要支援者の避難対策に最大限配慮した地域づくりを進める。

第2項 対策

1 地域等を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と町民等への周知

切迫した災害から町民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、洪水、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・町民に周知する。

指定緊急避難場所の指定に当たっては、その適切性をハザードマップ等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議しておく。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識等設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、町民、観光客等に対する周知を図る。

(2) 指定避難所、避難路の整備・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・町民に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定に当たっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。

(3) 避難指示基準の策定等

避難指示を行う場合、地震の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておく。

ア 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

イ 収容避難

地震、地震災害等により家屋が全壊、半壊し、生活の拠点を失った場合。

ウ 指示勧告の伝達体制の整備

急を要するため、消防無線、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、メール配信システム等周知の手段、方法について整備し、万全を図る。

(4) 避難誘導対策

避難に当たっては、高齢者、幼児、障がい者、病人等の避難行動要支援者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制及び避難行動要支援者情報の把握、観光客等多数の避難者の集中、混乱を想定した避難誘導體制を整備するものとする。また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図るものとする。

(5) 避難所運営対策

県の実施する避難所運営対策に沿った、町、地域の実情に応じた避難所運営対策を

講じるよう努めるものとし、特に各指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

(6) 避難行動要支援者・要配慮者対策

県の実施する避難行動要支援者・要配慮者対策に沿った、町、地域の実情に応じた避難行動要支援者・要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成を推進する。

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第2部 第2章 第22節 避難行動要支援者対策」に記載するところによる。

(7) 観光客、帰宅困難者等対策

企業との連携を図りながら、観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努める。

(8) ペット対策

飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

(9) 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

(10) 感染症対策

県が実施する避難所運営支援策に沿った、町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。

第3章 地震に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

町及び防災関係機関は、防災上重要な公共施設における耐震化対策を進め、その機能を維持できるよう整備するとともに、町の建築物等の耐震対策を促進する。また、発災後に必要となる応急仮設住宅等の調査・調達・供給体制の構築を図る。

第2項 対策

1 建築物等の耐震化

(1) 町の建築物

被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物など、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図る。

(2) 一般建築物

病院、社会福祉施設、学校、劇場等多人数が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として耐震改修促進計画で指定された道路沿道の特定建築物については、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。

特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることから人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅の耐震化を促進する。

(3) ブロック塀、石垣等対策

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について啓発を行うとともに、築造時には建築基準法等による建築基準が遵守されるよう建築確認窓口等にて指導する。

(4) その他工作物等対策

町及び防災関係機関は、看板、広告物、自動販売機等のその他工作物の設置者に対して、落下及び転倒防止など、災害防止対策の普及と啓発に努める。

2 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成

町は、既存建築物の耐震診断、耐震改修等を推進するため、関係団体が開催する建築士及び町職員等に対する講習会を支援し、技術者の養成を図る。

3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備

町において、県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、判定士を確保する。

また、迅速な判定活動実施のために、常に判定コーディネーターとして従事できる職員を確保するよう努める。

4 密集市街地にかかる地震防災対策

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備するよう努める。

5 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

第2節 文化財の災害予防

第1項 防災・減災重点目標

町は、文化財の被害を未然に防止、又は文化財の被害拡大を防止するため、文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

第2項 対策

（「風水害対策編 第2部 第2章 第16節 文化財の災害予防」を参照。）

第3節 公共施設等の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

町内のどの地域においても、地震災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策が的確かつ速やかに進められるよう、道路、河川にかかる公共施設の耐震化や多重化等の対策を進める。

第2項 対策

（「風水害等対策編 第2部 第2章 第9節 公共施設・ライフラインの防災対策の推進」を参照。）

第4節 危険物施設等の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

危険物施設等について耐震性を確保し、被害予測をふまえた流出等の被害を最小限にとどめるための具体的対策を講じる。

第2項 対策

＜消防機関が実施する対策＞

1 危険物施設

（1）管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、管理監督者に対して施設の維持管理等について指導する。

（2）輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

（3）取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

（4）施設の耐震化の促進

施設の耐震化を促進する。

（5）防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

第5節 地盤災害防止対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

地震の揺れに伴って発生が予測される各種地盤災害については、さらなる推進が求められているため、地盤災害の対策に資する事業を着実に進め、発生した場合に特に大きな人的被害をもたらす可能性が高い地盤災害への対策を適切に講じる。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第2部 第2章 第12節 地盤災害防止対策の推進」に記載するところによる。

1 土砂災害対策

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。

- (1) 避難所の設置
- (2) 避難指示等の発令時期決定方法
- (3) 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- (4) 避難誘導責任者
- (5) 避難所の位置及び避難指示等の町民への周知
- (6) 土砂災害危険箇所等の把握
- (7) 土砂災害危険箇所等のパトロール
- (8) その他必要事項

特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を町民に周知するため、これらの事項を記載した「土砂災害ハザードマップ」の配布その他の必要な措置を講じる。

2 ため池改修事業

町内のため池は、水田の約40%の水源として重要な役割を果たしているが、大半が江戸時代以前に築造されたもので、老朽化が著しく、決壊の危険性を有していることから、ため池一斉点検の判定結果に基づき、優先度の高いものから改修工事を進めていく。

3 液状化対策

(1) 被害防止対策の実施

施設の管理者は、施設の設置に当たり地盤改良等による被害防止対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

(2) 小規模建築物に対する啓発

個人住宅等の小規模建築物について、建築確認申請窓口等における町民等への啓発や、液状化対策に有効な基礎構造等についての周知等に努める。

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

南海トラフ地震の被害想定や広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、陸上及び海上、航空輸送にかかる緊急輸送ネットワークの見直し及び整備を着実に進める。

第2項 対策

（「風水害対策編 第2部 第2章 第8節 輸送体制の整備」を参照。）

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

どの時間帯に地震が発生しても、必要な職員を早期に確保して町災害対策本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制を整備する。また、発災時の公的施設等の用途を明確に定め、町が的確に災害対応に当たることができる体制を整える。

第2項 対策

＜町(災害対策本部)を対象とした対策＞

1 町災害対策本部機能等の整備・充実

(1) 町災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に町災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保などの整備に努める。

(2) 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、町災害対策本部職員用の食料、飲料水や災害用トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努める。

(3) 現地災害対策本部機能の整備検討

町本庁舎以外の機関など、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

2 職員への防災教育・防災訓練の実施

町職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容には次の事項を含むこととする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう「職員災害行動マニュアル」の周知徹底を図る。

(1) 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

(2) 地震に関する一般的な知識

(3) 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(4) 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(5) 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識

(6) 職員等が果たすべき役割

(7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(8) 職員が各家庭において実施すべき地震対策

(9) 図上訓練等を通じた各所属ごとに作成した災害時事務マニュアルの内容検証

(10) 「三重県広域受援計画」「三重県復興指針」などの三重県が定めた各種計画や指針

(11) 災害を経験した人の教訓やノウハウ(災害エスノグラフィー)

3 職員の防災対策の推進

職員は、「第2部 第1章 第1節 防災思想・防災知識の普及」において町民に求める自助の取り組みを率先して実行するものとし、特に家屋の耐震化や家具固定など、地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに町の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

＜消防機関を対象とした対策＞

1 消防力の強化

地震による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年・女性層の参加促進など活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める。

(2) 消防用設備の整備の推進等

消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。

(3) 消防用水の確保対策

地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

2 救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

(「風水害対策編 第2部 第2章 第3節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保」を参照。)

第3節 医療・救護体制及び機能の確保

(「風水害対策編 第2部 第2章 第7節 医療・救護体制及び機能の確保」を参照。)

第4節 応援・受援体制の整備

(「風水害対策編 第2部 第2章 第2節 応援・受援体制の整備」を参照。)

第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

広域的な大規模災害時を想定した物資の備蓄及び調達計画、救援物資等の受入計画、並びにこれら物資の供給計画が未整備で、準備体制が十分でないため、大規模災害に備えた物資の備蓄・調達・受入・供給にかかる計画を整備し、計画に沿った備蓄や関係機関との事前調整を図る。

第2項 対策

1 町における対策

(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築

感染症の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。なお、物資や機材等の管理は、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用して行う。

- (2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄
避難所の場所等を勘察し、地域内輸送拠点（町物資拠点）を確保するとともに、災害時用物資（食料等を含む）の備蓄を図る。
- (3) 孤立想定地域における災害時用物資等の備蓄
災害時の孤立が想定される地域における災害時用物資等の備蓄を図る。
- (4) 県等関係機関との情報共有
避難所、地域内輸送拠点、災害時用物資備蓄状況等について、平時より県等の関係機関と情報共有を図る。

2 事業者及び事業者団体等を対象とした対策

- (1) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築（各物資等調達協定締結部署）
災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を構築して災害時の物資等調達態勢を強化する。

ア 食料について

食料については、必要な食料等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」等を締結し、災害時の複数の物資等調達ルート確保に努めるとともに、町が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

イ 生活必需品等について

生活必需品等については、必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」を締結し、災害時の複数の物資等調達ルート確保に努めるとともに、町が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

3 町民を対象とした対策

- (1) 家庭における災害用備蓄の促進
町民に対して各家庭における発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかける。
- (2) 地域における災害用備蓄の促進
避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう自主防災組織等へ働きかける。

第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

公共、民間のライフライン関係機関の総合的な防災対策をコーディネートする機能が不十分で、各々の機関の個別の防災対策活動に頼ったライフライン対策にとどまっているため、ライフライン関係機関の有機的な連携体制を構築し、必要な情報共有や防災対策活動を行い、総合的なライフライン対策に取り組む。

第2項 対策

1 上水道施設(町管理)等を対象とした対策

水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の各市町等との連絡、協調に努める。

- (1) 耐震性の強化
水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。
- (2) 施設管理図書の整備
被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図

書の整備、保管を図る。

(3) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び耐震性貯水槽、人員の配備等の体制を整備する。

また、運搬給水として給水タンクによる給水体制を構築し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。

「三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21 締結）」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書（H7.12.1 締結）」等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、県や関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。

第7節 防災訓練の実施

第1項 防災・減災重点目標

図上訓練では、新たな町災害対策本部体制における各機関の任務の分担や防災関係機関との連携・機能が十分検証できていない。また実動訓練では、発災後の様々な場面展開（発災後の被災者のニーズ変化など）を想定した訓練が実施できていないため、図上訓練では、町災害対策本部の機能を十分に発揮し、災害対応力が段階的に高められる訓練を実施する。また実動訓練では、町民・地域等が主体となる自助・共助から防災関係機関が連携する公助までの一連の訓練を、発災直後から応急対策時期までの地域特性に応じた様々な場면을想定して実施する。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第2部 第1章 第2節 防災訓練の実施」に記載するところによる。

1 町における対策

(1) 多様な防災訓練の実施

町の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施する。訓練を実施するに当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者や女性、事業所などの多様な主体の参画に努める。

(2) 県の防災訓練への協力・参画

町は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

2 自主防災組織等を対象とした対策

(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

自主防災組織や企業等が実施する防災訓練を積極的に支援する。また、訓練が地域の特性に基づくとともに、避難行動要支援者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるよう働きかける。

第8節 災害廃棄物処理体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

現在の災害廃棄物処理計画は、一般的な規模の災害の想定のもと、町民の健康、安全確保、衛生や環境面での安全・安心のために迅速・適正な処理を目的として策定されており、地震被害等による広域的な大規模災害を想定した計画としては不十分であるため、南海トラフ地震の被害想定に基づき、町で災害廃棄物処理計画を策定し、広域的な大規模災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系を構築する。

第2項 対策

1 町災害廃棄物処理計画策定

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、町の地域防災計画と整合を取り、「町災害廃棄物処理計画」を策定する。なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記する。

2 広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、ブロック内幹事市は県と必要な調整を行い、町は、広域的な協力体制に努める。

(2) 応援体制の整備

町は、震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

町は、災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を協定等により選定しておく。

3 廃棄物処理施設の耐震対策等

(1) 管理体制

一般廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平常時より地震災害対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

4 教育訓練の実施と町災害廃棄物処理計画の見直し

「町災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるため、平常時から職員の訓練や研修等を実施するとともに、町地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。

第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第1節 南海トラフ地震に関連する情報

第1項 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、気象庁から、以下の2種類の情報名で発表される。

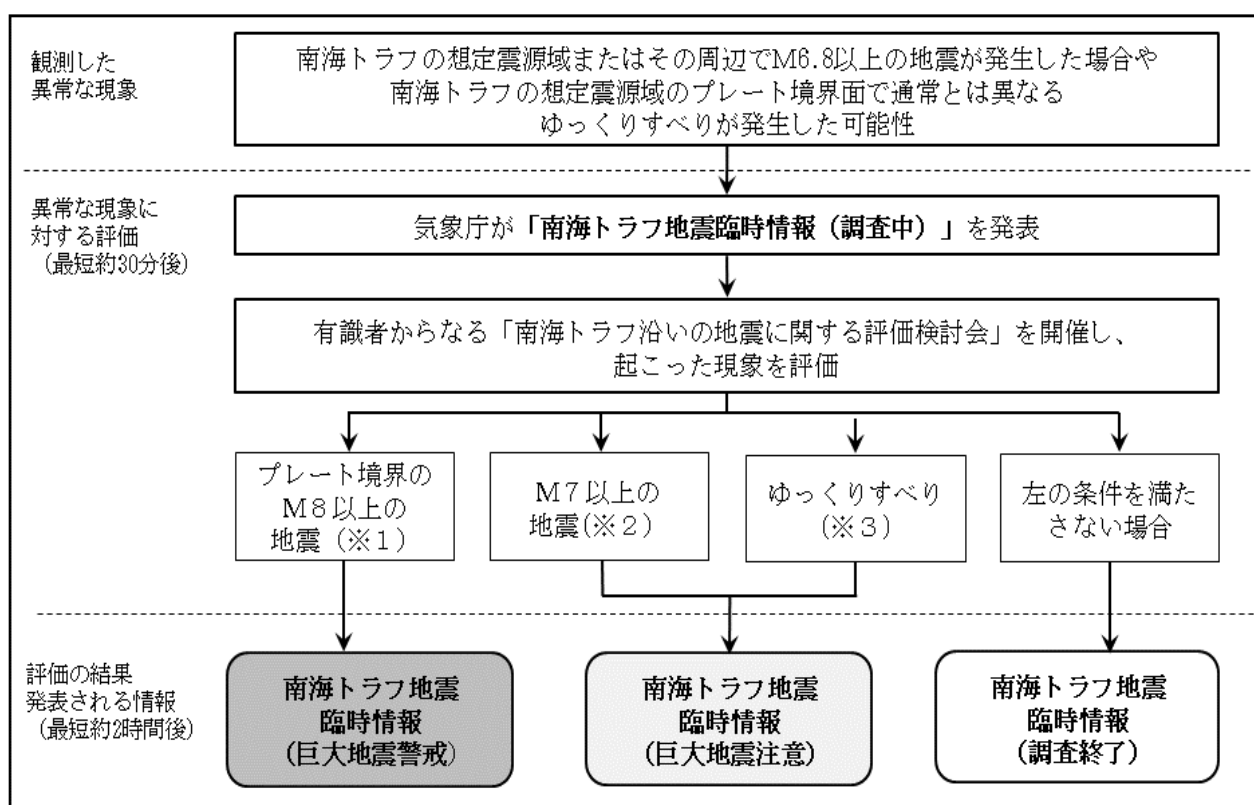
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

第2項 「南海トラフ地震臨時情報」の種類及び発表条件、防災対応の流れ

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがある。

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



防災対応の流れ

	プレート境界の M 8 以上の地震	M 7 以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2 時間程度	巨大地震警戒対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ○地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1 週間			
2 週間	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応

第1項 情報収集・連絡体制の整備

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表した場合、第3部第1章第1節に定める活動態勢をとり、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有を行うとともに、住民に対し関係のある事項を周知する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策

第1項 情報収集・連絡体制の整備

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した場合、第3部第1章第1節に定める活動態勢をとり、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有を行う。

第2項 住民への周知等

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。
- 2 地域住民等に対し、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとる旨を呼びかける。

【呼びかけ内容】

- ・避難場所、避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認（備蓄物資の確保）
- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・危険なところのできるだけ近づかない

第3項 町が管理等を行う施設等に関する対策

施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策

第1項 情報収集・連絡体制の整備

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した場合、第3部第1章第1節に定める活動態勢をとり、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有を行う。

第2項 住民への周知等

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。
- 2 地域住民等に対し、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認や自主避難等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとる旨を呼びかける。

【呼びかけ内容】

第3節第2項2に加え、次の呼びかけを行う。

- ・土砂災害に対する防災対応
個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。
- ・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応
耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難も含めて検討する。また、火災の発生の恐れのある器具の使用を控えることなどで火災の発生を防止する。

第3項 避難対策

本町では津波浸水は想定されていないため、事前避難対象地域の設定は行わないが、避難所を開設する必要がある場合は、第3部第4章第1節に記載するところによる。

第4項 消防機関等の対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における消防機関等の活動については、第3部第3章第1節に記載するところによる。

第5項 町が管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定多数または多数の者が出入りする施設等の対策

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、診療所等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

- （1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- （2）避難対象者等の安全確保のための退避等の措置
- （3）各施設における緊急点検、防火点検、巡視
- （4）施設の設定備、備品等の転倒、落下防止措置の確認
- （5）出火防止措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部またはその支部が設置される庁舎等の管理者は、1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- （1）自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- （2）無線通信機等通信手段の確保
- （3）災害対策本部等開設に必要な資機材および緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他工作物または施設については、町は直ちに緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、保安上の措置を講じたうえで、原則として工事を中断するものとする。

第3部 発災後対策

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 活動態勢の整備

【主担当：総務班】

（「風水害対策編 第3部 第1章 第2節 活動態勢の整備」を参照。ただし第3項 配備基準は以下で読み替えること。）

第3項 配備基準

1 配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある非常事態における町職員の配備基準を次に示す。

種別	配備時期（非常事態）	配備内容 （町職員の対応等）
	地震発生、南海トラフ地震臨時情報発表	
第1 配備 （準備体制）	1 度会町で震度4の揺れが観測されたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 3 その他、本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部は準備体制をとる。 配備要員：6名以上 （第1 配備表による。）
第2 配備 （警戒体制）	1 度会町で震度5弱の揺れが観測されたとき。 2 度会町以外の県内で震度5強以上の揺れが観測されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 4 その他、本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部は警戒体制をとる。 配備要員：庁舎勤務全職員の半数以上 （第2 配備表による。）
第3 配備 （非常体制）	1 度会町で震度5強以上の揺れが観測されたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。	災害対策本部は非常体制をとる。 配備要員：全職員

第2節 災害対策要員の確保

【主担当：総務班】

（「風水害対策編 第3部 第1章 第3節 災害対策要員の確保」を参照。）

第3節 通信機能の確保

【主担当：総務班】

（「風水害対策編 第3部 第3章 第2節 通信機能の確保」を参照。）

第4節 自衛隊災害派遣要請

【主担当：総務班】

（「風水害対策編 第3部 第2章 第1節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」を参照。）

第5節 被害情報収集・連絡活動

【主担当：総務班】

第1項 活動方針

- 災害が発生した場合、速やかに情報を収集するとともに、その情報を分析し、災害対策活動方針を検討する
- 町民に対し、速やかに正確な災害情報等を提供するための広報体制を整え、運用す

る。

第2項 対策

1 災害情報の報告

(1) 被害情報の収集・報告

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに地方部を通じ、県災害対策本部へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、通信の途絶等により県災害対策本部に連絡できない場合は、町から直接、消防庁へ連絡する。

(2) 応急対策活動情報の報告

町は、災害発生に伴い実施する応急対策の活動状況を、地方部を通じて県災害対策本部へ報告する。

2 情報の連絡手段

町は、三重県防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとする。

3 町民への広報・広聴

以下に掲げる町民に必要な情報については、防災行政無線、ケーブルテレビ、ホームページ、防災メール等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確かな情報の提供に努める。

【広報内容】

- ア 災害発生状況（被害状況）
- イ 気象状況
- ウ 災害対策本部に関する情報
- エ 救助・救出に関する情報
- オ 避難に関する情報
- カ 被災者の安否に関する情報
- キ 二次災害危険性に関する情報
- ク 主要道路状況
- ケ 公共交通機関の状況
- コ ライフラインの状況
- サ 医療機関及び救護所等の状況
- シ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ス 公共土木施設状況
- セ 防疫・衛生に関する情報
- ソ 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- タ ボランティア及び支援に関する情報
- チ 住宅に関する情報
- ツ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

上記の広報に当たっては、文字放送など様々な広報手段を活用し、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

町長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

4 町民対応窓口の設置

町民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、町民対応窓口を設置する。

第6節 応援・受援体制の整備

【主担当：総務班、住民福祉班】

（「風水害対策編 第3部 第2章 第3節 応援・受援体制の整備」を参照。）

第7節 災害救助法の適用

【主担当：住民福祉班】

第1項 活動方針

- 災害発生後、速やかな情報収集等により、災害救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。
- 災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第2項 対策

1 災害救助法の適用手続き

町長は、災害が「参考 市町別適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請する。

また、町長は、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができない時は自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議する。

2 救助の実施

町長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

3 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- (1) 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する。
- (2) 国庫負担：(1)の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される。
- (3) 市町負担：災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は町が負担する。

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の2/100以下の部分	50/100
標準税収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分	80/100
標準税収入見込額の4/100を超える部分	90/100

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保

【主担当：建設班】

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震等大規模地震発生後は、町内で甚大な被害が想定されるため、防災活動の拠点となる広域防災拠点施設や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第3章 第7節 緊急の交通・輸送機能の確保」に記載するところによる。

1 交通規制

(1) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「＜県が実施する対策＞3 緊急輸送道路の確保(3)路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのできる措置を行うことができる。

ただし、消防吏員の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

(参考) 県が実施する対策

2 交通規制の実施〈緊急交通路の指定〉

(1) 路上放置車両等の移動等

基本法により交通規制を実施した通行禁止区域等において路上放置車両等が通行の障害となった場合は、以下の規定に基づき移動等の措置を取って輸送機能等の確保を図る。

(基本法第76条の6第1項)

道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第3項第3号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(2) 道路パトロールと緊急時の措置

ア 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

イ 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖崩れ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに建設事務所にその状況を報告し、指示を受け通行規制等を実施する。

ウ 町民等への周知

前記の災害が付近の町民又は他の施設に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに町民又は他の施設管理者に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

第2節 水防活動

【主担当：総務班、建設班】

第1項 活動方針

- 地震後の河川、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第1章 第7節 水防活動」に記載するところによる。

1 必要な箇所の門扉開閉操作

堰堤等の管理者（操作責任者）は、警報等の発令を確認次第、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。

ただし、操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難をすることを優先する。

2 監視、警戒体制

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

また、監視・観測機器の設置にも努める。

県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができ得よう水防管理団体を指導する。

(2) 非常警戒

水防管理者は地震動等により水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができるよう水防管理団体を指導する。

(3) 水防組織

水害防止のための情報収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達については、地域の避難行動要支援者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく。

(4) 災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に避難行動要支援者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じること。

3 応急復旧

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

第3節 ライフライン施設の復旧・保全

【主担当：環境水道班】

第1項 活動方針

- 水道、電気施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
- 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第3章 第9節 公共施設・ライフライン施設応急対策」に記載するところによる。

【水道】

1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

(1) 被害状況の把握等

発災後、町水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

2 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

(3) 町民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災行政無線等を活用して広報を実施し、町民の不安解消に努める。

3 応援協定に基づく応急復旧活動

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、被災町は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災害対策本部と連絡を密にしながら、被災市町水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。

ア ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。

イ ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。

ウ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

エ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。

オ ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて県災害対策本部へ連絡要員等を派遣し、県災害対策本部において活動する。

第4節 公共施設等の復旧・保全**【主担当：建設班、農林班】**

第1項 活動方針

- 町民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 対策

1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動

(1) 町道路、橋梁

ア 被害情報の収集

「風水害等対策編 第3部 第3章 第7節 緊急の交通・輸送機能の確保」に準じて、緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や県民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

イ 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 施設の復旧活動

道路施設の復旧に当たっては、「風水害等対策編 第3部 第3章 第7節 緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき、緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮したうえで、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

エ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施したうえで、ホームページ等を通じて危険箇所を町民等施設利用者に周知する。

(2) 河川

ア 被害情報の収集

「風水害等対策編 第3部 第1章 第7節 水防活動」に準じ、被害情報の収集を図る。

イ 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか水防計画や建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 施設の復旧活動

河川施設の復旧に当たっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮したうえで、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

エ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施したうえで、ホームページ等を通じて危険箇所を町民等施設利用者に周知する。

(3) 農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、地震発生後、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行う。

(4) 林業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行う。

第5節 ヘリコプターの活用

【主担当：総務班】

（「風水害対策編 第3部 第2章 第2節 ヘリコプターの活用」を参照。ただし「風水害」は「南海トラフ地震等大規模地震」に読み替えること。）

第3章 医療・救護活動

第1節 救助・救急及び消防活動

【主担当：総務班】

第1項 活動方針

- 発災後、72 時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 消防機関は、同時多発火災や延焼拡大から町民の生命・身体を保護する。
- 発災後は、要救助者が多数発生し、自衛隊、警察及び消防機関のみでは対応が困難な状況となることが想定されるため、消防団や自主防災組織を始めとする町民、事業者が、可能な限り、居住者、従業員等の救助・救急、消火活動に当たる。
- 活動に当たっては、防災ヘリコプター等を有効に活用する。

第2項 対策

1 救助・救急活動の実施及び調整

町は、消防機関及び消防団等、町の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の市町へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整に当たる。

- (1) 被災者の救出は、町災害対策本部において迅速に実施するのを原則とする。しかしながら、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあって、町独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあるので、県、警察及び隣接市町と緊密な連絡を取り、自主防災組織に協力を求めるなど万全を期するものとする。
- (2) 大規模な地震が発生した場合、救助を要する者が多数発生し、消防機関や警察等のみの力ではこれら要救助者を救助することができないことが想定されるため、消防団や自主防災組織を中心とした町民自身が、可能な限り早期に救助活動に参加する。
- (3) 対象者
被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。
ア 火災時に火中にとり残された場合
イ 倒壊家屋の下敷になった場合
ウ 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
エ 山津波あるいはなだれにより生埋めになった場合
オ 自動車等の大事故が発生した場合

(4) 救助活動の応援要請

町長（町災害対策本部長）は、町内の消防機関のみでは救助活動の対応が困難な場合、「三重県内消防相互応援協定」に基づく応援又は緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

2 救助法が適用になった場合の救助活動

(1) 対象者

災害のため、現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

（注）「生死不明の状態にある者」とは、社会通念上生死の未だ判明しない者をいう。
行方不明であるが死亡したものと推定される者については、「死体捜索」として行う。

(2) 費用の範囲

救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

☞ 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧（資料編 57～60 ページ参照）

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長を行うことができる。

3 消防活動の実施及び応援・受援

(1) 消防活動の主体

町は、消防活動の主体として、町内で火災等の災害が発生した場合に、消防職員、消防団員を動員して消防活動を実施する。また、町民や自主防災組織に対し、出火防止・初期消火活動の呼びかけを行うとともに、町民の避難時における安全確保を行う。

(2) 初期消火活動

災害が発生した場合は、特に、地震による発災直後にあっては、道路交通網等の寸断が予測され、消防機関が被災地に赴くのに時間を要するため、町民や自主防災組織は、消防機関が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

(3) 応援出動の要請

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。また、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合には、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」や関係法令の規定に基づき、緊急消防援助隊や自衛隊に応援出動を要請する。

(4) 消火活動の実施

町は、地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するための消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、町民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、町民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに町内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

(5) 協定に基づく応援要請

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災害対策本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(6) 協定に基づく応援出動

市町からの要請又は県からの指示があった市町は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

4 救急活動

(1) 町民や自主防災組織、消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努めるものとする。町は、平常時において、町民に対し、応急手当の普及啓発を推進する。

(2) 町は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

(3) 町は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合に、消防活動と同様に関係法令の規定及び協定に基づき、県及び近隣市町等に対し応援出動を要請する。

5 活動拠点等の確保

自衛隊、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

6 資機材の調達等

- (1) 消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行うものとする。

7 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第2節 医療・救護活動**【主担当：住民福祉班】**

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震等大規模地震が発生した場合に、急性期から中長期にわたる円滑な医療・救護活動を展開する。
- 発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等をはじめとして人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者支援をふまえた、医療・保健・福祉の連携を図る。

第2項 対策

（「風水害対策編 第3部 第3章 第5節 医療・救護活動 第2項 対策」を参照。）

第4章 避難及び被災者支援等の活動

【主担当：総務班】

第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営

第1項 活動方針

- 警報等に基づく避難の指示等が町長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして町民への広報に取り組む。
- 県内市町と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 避難行動要支援者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各班が連携して町の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第1章 第5節 避難対策活動」に記載するところによる。

1 避難指示等

(1) 避難指示等

地震災害時において、警報等が発表されるなど、地震による土砂災害等地盤災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合など、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、町長は速やかに当該地域住民に対して避難を指示する。

この場合、町長は、その旨を知事に報告する。(基本法第60条)

また、町長は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への町民の立ち入りを制限する。

(2) 避難指示等にかかる町長不在時の対応

町長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

(3) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難場所
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

(4) 避難指示等の解除

町長は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

2 避難指示等の町民等への伝達

(1) 関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、町民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

(2) 町民等に対する周知

ア 町民への伝達方法等

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

(ア) 防災行政無線による周知

(イ) 広報車による周知

(ウ) 県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

(エ) 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、放送関係

機関への放送を要請することができる。

- (オ) 障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する避難行動要支援者等への避難情報の提供

イ 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付 サイレン信号	1 分 5 秒	1 分 5 秒	1 分

信号に当たっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

3 避難所への避難誘導

(1) 避難誘導者等の配置

避難立退きの誘導に当たっては、近隣町民の相互協力によるところが大きいことから、町は、各区・自治会長及び自主防災組織、防災関係機関等の協力を得て、地区単位で適切な避難誘導ができる体制の確立に努める。

- ア 避難誘導責任者を当該地区の各区・自治会長とし、誘導員を当該地区の消防団員を中心に構成する。

イ 避難所及び避難路の要所に町及び防災関係機関の職員等を配置する。

(2) 避難の順序

避難場所から避難所への誘導に当たっては、避難行動要支援者を優先して行う。

なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿を使用して行うものとする。

(3) 移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両、船舶等によって行う。

(4) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、町において措置できないときは、町は県災害対策本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

(5) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難に当たっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

4 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

- ア あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、避難行動要支援者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借上げるなど多様な避難所の確保に努める。

イ 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

ウ 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる二

次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

エ 災害の様相が深刻で、町域内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町長と協議し、隣接市町長に本町民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借上げて避難所を設置する。

(2) 避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、道路網の寸断などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

(3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

(4) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理に当たっては、町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布に当たっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

イ 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮すること。

エ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

オ 高齢者、障がい者等避難行動要支援者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣する。

カ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等をあっせんする等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

キ 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。

ク ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

ケ ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。

コ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人当たりの占

有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

(5) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災害対策本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策

【主担当：総務班、住民福祉班】

第1項 活動方針

- 地域住民等は、町が作成する避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
- 町及び県は、避難行動要支援者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援に当たる。
- 県は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図る。
- 医療・保健・福祉の連携を図る。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第2部 第2章 第22節 避難行動要支援者対策」に記載するところによる。

- 1 避難行動要支援者関連施設、福祉避難所の被災状況把握
避難行動要支援者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。
- 2 避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保
 - (1) 避難行動要支援者の避難行動支援
避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用して発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。
 - (2) 避難行動要支援者の生活環境確保
被災して避難所生活を送る避難行動要支援者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。
- 3 避難所での生活が困難な避難行動要支援者対策
避難所運営マニュアルを活用し、避難行動要支援者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な避難行動要支援者については、福祉避難所を開設して移送する。
福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、避難行動要支援者の生活の場を確保する。
- 4 避難行動要支援者の保健・福祉対策等
避難行動要支援者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、避難行動要支援者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。
- 5 外国人支援
外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。
また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

第3節 学校・保育所における児童生徒等の安全確保

【主担当：教育班、住民福祉班】

第1項 活動方針

- 地震発生時には、学校関係者、防災関係機関等が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。

第2項 対策

1 学校・保育所における児童生徒・園児の安全確保

小中学校・保育所の教職員等は、地震による校舎の損壊等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒・園児を誘導する。児童生徒・園児の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒・園児及び教職員の安否確認を行い、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

2 登下校時の児童生徒・園児の安全確保

(1) 避難場所への誘導

小中学校・保育所の教職員は、児童生徒・園児の登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに校内の児童生徒・園児を掌握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

(2) 安否確認

小中学校・保育所の教職員等は、児童生徒・園児の安否の確認に努め、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

3 夜間・休日等における対応

小中学校・保育所の校長、所長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、地震発生を確認次第、参集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

地震により児童生徒・園児に被害が見込まれる場合は、児童生徒・園児又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、町災害対策本部に対し安否情報を報告する。

4 学校・保育所の被害状況の把握、情報提供

町災害対策本部は、公立小中学校の人的被害及び施設の被害状況を各学校から収集し、整理する。また、児童生徒・園児の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

また、保育所の被害状況を各施設から収集し、整理するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

第4節 ボランティア活動の支援

【主担当：住民福祉班、総務班】

(「風水害対策編 第3部 第3章 第3節 ボランティア活動の支援」を参照。)

第5節 防疫・保健衛生活動

【主担当：住民福祉班】

(「風水害対策編 第3部 第3章 第15節 防疫・保健衛生活動」を参照。)

第6節 災害警備活動

【主担当：総務班】

（「風水害対策編 第3部 第3章 第6節 災害警備活動」を参照。）

第7節 遺体の取り扱い

【主担当：住民福祉班、総務班】

（「風水害対策編 第3部 第3章 第17節 遺体の取り扱い」を参照。ただし「風水害等」は「大規模地震」に読み替えること。）

第5章 救援物資等の供給

第1節 緊急輸送手段の確保

【主担当：総務班、建設班、農林班】

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震等大規模地震が発生した場合、町内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第2項 対策

- 1 町が所有する車両の確保
各班等が所有する公用車では、輸送手段が十分確保できないときは、庁舎車両管理班（総務課）に町有集中管理車両の確保を要請する。
- 2 輸送ルートの情報収集・伝達
町は、交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。
また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。
- 3 輸送手段の確保
 - (1) 陸上輸送
 - ア 町有車両の活用
緊急輸送活動は、町有車両の適正配置に努め、効率的な活用を図る。
 - イ 配車の要請
 - (ア) 町長の指示により、各班の協力を得て、総務班が輸送計画を樹立し、要請者に通報するなど活動の停滞のないように努める。
 - (イ) 車両等の把握、配車については総務班が担当し、確保に努める。
 - (ウ) 輸送に従事する車両は、災害輸送の表示をし、すべて指定された場所に待機する。
 - (エ) 車両の出動は、すべて配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨を総務部に報告する。
 - (オ) 配車に当たる町職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適正を期する。
 - ウ 町有以外の車両の確保
 - (ア) 各部は町有以外の車両を確保する必要がある場合は民間車両に確保要請する。
 - (イ) 町災害対策本部長は、町内の民間車両の協力を得て確保するものとするが、確保が困難な場合又は輸送上他の市町で車両等を確保することが効率的な場合は、隣接の市町又は南勢志摩地方部に協力を要請するものとする。
 - (2) 輸送の対象
 - ア 第1段階
 - (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - (ウ) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資等
 - (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - (オ) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
 - イ 第2段階
 - (ア) アの続行
 - (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - (ウ) 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者

- (エ) 輸送施設(道路、ヘリポート等)の応急復旧等に必要な人員、物資
- ウ 第3段階
 - (ア) ア、イの続行
 - (イ) 災害復旧に必要な人員、物資
 - (ウ) 生活必需品
- (3) 町内緊急輸送ネットワークの確立

県が指定する緊急輸送ネットワークとの整合を図りながら、次の施設を指定・確保して、町内の緊急輸送ネットワークを確立する。

 - ア 町内緊急輸送ネットワーク拠点施設
 - (ア) 町役場庁舎
 - (イ) ヘリポート
 - (ウ) 救援物資の集積場所
 - イ 緊急輸送道路の確保

町の基幹道路を緊急輸送道路として確保するとともに、アの拠点施設と基幹道路を結ぶ道路等を緊急輸送道路として指定し、「風水害対策編 第3部 第3章 第7節緊急の交通・輸送機能の確保」により、交通規制を実施するなど、必要な措置をとる。

 **県緊急輸送ネットワーク** (資料編 15 ページ参照)
ヘリポート一覧表 (資料編 15 ページ参照)
- (4) 航空輸送手段の協力要請

「第3部 第2章 第5節 ヘリコプターの活用」に準じる。
- 4 応援の要請等

町長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。
- 5 救助法が適用された場合

救助法適用時における実施基準は、次に掲げる場合の輸送である。

 - (1) 範囲
 - ア 被災者の避難
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の搜索
 - カ 死体の処理(埋葬を除く。)
 - キ 救済用物資の整理配分
 - (2) 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

 **救助法による救助の程度、方法、期間等一覧** (資料編 57~60 ページ参照)
 - (3) 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2節 救援物資等の供給

【主担当：総務班、住民福祉班】

(「風水害対策編 第3部 第3章 第14節 救援物資等の供給」を参照。ただし「避難者発生」を「地震発生」に読み替えること。)

第3節 給水活動

【主担当：環境水道班】

第1項 活動方針

- 被災者支援班(環境水道班)は応急給水活動の総合調整を行い、町と企業庁が給水タンク車等による応急給水活動を実施する。
- 町の水道事業者、県、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、町民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 対策

ここに記載がない事項については、「風水害等対策編 第3部 第3章 第13節 給水活動」に記載するところによる。

1 飲料水の確保

町民に対して一人当たり3日以上飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やプール等の水をろ過、滅菌して飲料水を確保する。

2 応急給水活動の調整

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整に当たる。

ア ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。

イ ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。

ウ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

エ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに被災者支援部隊(水道応援班)に応援を要請する。

オ ブロック代表者は、被災者支援部隊(水道応援班)を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 他の都道府県等への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災害対策本部へ連絡要員等を派遣する。

3 応急給水活動の実施

応急給水はおおむね次の方法によって供給するものとする。

(1) 対象者及び給水量

震災のため、水道、井戸等の給水施設が握壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し、1日1人約3ℓを供給するものとする。

(2) 給水方法

- ア 給水方法は、原則として避難場所などの拠点給水とする。
- イ 被災地において、確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器等（給水タンク、ポリタンク）により運搬供給する。

(3) 応急給水の確保

- ア 供給する飲料水は水道水を原則とする。
- イ 災害時の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。
- ウ 必要に応じて、販売業者等からボトル入り飲料水を購入し、配給する。

(4) 飲料水の水質検査

町は、飲料水又は飲用水の水質検査について、公的検査機関等において実施するよう要請するものとする。飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施したうえで、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。

(5) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない町民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(6) 町民への広報

町民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、防災行政無線等を活用し広報を実施し、町民の不安解消に努める。

(7) 応急給水活動の応援要請

町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

応援を受ける町は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する。

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

第6章 特定災害対策

第1節 危険物施設等の保全

【主担当：総務班、環境水道班】

第1項 活動方針

- 大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設等の二次災害を防止する。

第2項 対策

1 危険物施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。(消防法第12条の3)

(2) 関係機関への通報等

危険物施設の管理者等から通報を受けた場合、町は、直ちにその旨を消防本部に連絡し、出動を要請するとともに、伊勢警察署及び県等の防災関係機関に通報する。また、被害の状況、災害の危険性が及ぶ範囲等について調査する。

(3) 緊急時の使用停止命令

町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。

(4) 警戒区域の設定

危険物の流出、火災等により、施設周辺に被害が及ぶことが予想される場合には、警戒区域を設定して区域内の町民等に避難を指示する。

(5) 危険物施設の管理者等が実施する対策

危険時に際して、製造所等の所有者、管理者又は占有者は、消防法の定めるところにより直ちに関係機関に通報するものとする。

2 高圧ガス施設・火薬類施設

(1) 関係機関への通報等

ガス事業所、高圧ガス製造所及びLPガス販売所等の管理者等からガス漏れ等に関する通報を受けた場合、町は、直ちにその旨を消防本部に通報して出動を要請するとともに、伊勢警察署及び県等の防災関係機関に通報する。また、被害の状況、災害の危険性が及ぶ範囲等について調査する。

(2) 緊急時の使用停止命令

ガス漏れ箇所を速やかに確認するとともに、施設の管理者等に対し、ガスを遮断するためのバルブの締め切り又はガス圧を低下させるための処置等について指示する。

(3) 災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、町長は次の措置をとる。

- ア 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請
- イ 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去
- ウ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

(4) 災害応急対策

ア 町民の安全の確保

消防職員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所、火薬類製造施設等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の町民に事態を周知し、町民の安全を確保する。

イ ガス漏れの初期応急措置

ガス事業者等は、事故現場に急行し、ガス漏れ箇所を速やかに確認するとともにガスを遮断するため、バルブを締め切る又はガス圧を低下させる等の処置によりガス噴出を停止させ爆発を未然に防ぐ。

ウ 作業の識別

ガス事業者等は、事故現場に急行する場合においては、ガス事業者等であることを識別できる腕章等を着用するものとする。

エ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取り扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、町民に周知徹底する。

オ 避難の指示及び場所

町長は、危険が生じるおそれのある区域内の町民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、町民の安全を確保する。

3 毒劇物施設

(1) 災害応急対策

町は、県警察、消防署へ毒物劇物保有状況等の情報提供を行う。

また、関係機関と協調し、以下の措置を講ずる。

ア 町民に対する広報

イ 汚染区域の拡大防止措置

ウ 警戒区域の設定

エ 被災者の救出救護及び避難誘導等の措置

オ 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

(2) 毒物劇物施設（毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者）が実施する応急対策

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、伊勢保健所、伊勢警察署又は消防本部に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第17条）。

4 放射性物質災害応急対策計画

(1) 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委任された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報するものとする。

ア 伊勢保健所

イ 伊勢警察署

ウ 伊勢市消防本部又は伊勢市消防署度会出張所

エ 町役場

(2) 応急措置

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生の通報を受けた上記機関は、相互に緊密な連絡のもとに次の応急措置を実施するものとする。

ア 町民に対する広報

イ 汚染区域の拡大防止措置

ウ 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置

エ 避難指示及び勧告

オ 被爆者の救出及び救護

- カ 飲料水汚染地域の可能性がある場合の河川下流の水道水取水区機関への連絡
- キ 輸送中の事故にあっては、販売業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

第7章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動

【主担当：環境水道班】

（「風水害対策編 第3部 第3章 第16節 廃棄物対策活動」を参照。ただし「風水害」は「大規模地震」に読み替えること。）

第2節 住宅の保全・確保

【主担当：総務班、建設班】

（「風水害対策編 第3部 第3章 第19節 住宅の保全・確保」を参照。）

第3節 文教等対策

【主担当：教育班】

（「風水害対策編 第3部 第3章 第18節 文教等対策」を参照。）

第4節 災害義援金等の受入・配分

【主担当：総務班、住民福祉班】

（「風水害対策編 第3部 第3章 第21節 災害義援金等の受入・配分」を参照。）

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定

第1項 活動方針

- 地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、県は町と連携して早急に被害調査を実施し、速やかに政令指定を受けるための手続きを行う。
- 指定を受けたのちは、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

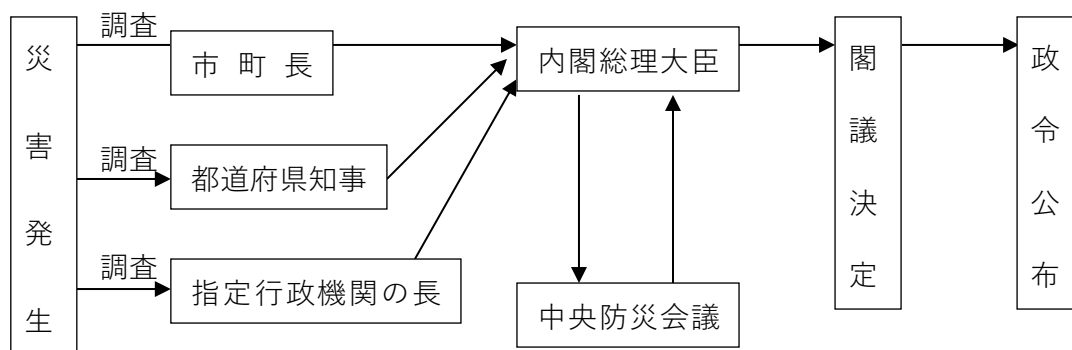
第2項 対策

1 激甚災害の指定

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、県及び町は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(1) 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続きについては、下図のとおりである。



(2) 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公立学校施設災害復旧事業
- (ウ) 公営住宅災害復旧事業
- (エ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (オ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (カ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (キ) 堆積土砂排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長

- エ その他の特別の財政援助及び助成
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - (エ) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - (3) 激甚災害に関する調査
 - ア 県
 - (ア) 県は市町の被害状況を検討する。激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行う。
 - (イ) 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。
 - イ 町
 - (ア) 町は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。
 - (イ) 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
 - (4) 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。
- 2 災害復旧事業の実施
- 激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。
- 3 特別財政援助の交付(申請)手続き
- 激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。
- 県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 県と町が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第2項 対策

1 被災者情報の収集と対応

(1) 被災者台帳整備に向けた検討

町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、町の整備促進に協力する。

(2) 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

県は、町の被害認定や罹災証明書の発行事務について、必要な支援を行う。

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付

ア 災害援護資金

- (ア) 実施主体：度会町
- (イ) 対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害
- (ウ) 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (エ) 貸付限度額：350万円

イ 母子父子寡婦福祉資金

(ア) 貸付の対象

配偶者のない女子または男子であって、現に児童（20歳未満）を扶養している者及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。

ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

(イ) 借入の手続き

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（役場に備付）に関係書類を添付して、役場を経由して県に申請する。

(ウ) 貸付金の種類

- a 事業開始資金
- b 事業継続資金
- c 住宅資金
- d 技能習得資金
- e 生活資金
- f 就職支度資金
- g 修学資金
- h 転宅資金
- i 就学支度資金
- j 修業資金
- k 医療介護資金
- l 結婚資金

ウ 生活福祉資金

(ア) 実施主体：県社会福祉協議会

(イ) 受給者：アの災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者

(ウ) 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

(エ) 貸付資金の種類

- a 総合支援資金
 - (a) 生活支援資金・住宅入居費・一時生活再建費
- b 福祉資金
 - (b) 療養費・介護等費・福祉費・福祉費（住宅）・福祉用具購入費
- c 教育支援資金
 - (c) 教育支援費・就学支度費
- d 不動産担保型生活資金
 - (d) 不動産担保型生活資金

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

ア 対象となる自然災害

地震、津波等の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

(ア) 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害

(イ) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害

- (ウ) 県内において 100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
 (エ) 県内に a 又は b の市町を含む場合にあって、5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
 (オ) ①～③の区域に隣接し、5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
 (カ) 県内に①若しくは②の市町を含む場合、又は c に該当する都道府県が 2 以上ある場合に、2 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- イ 対象世帯と支給額
- 自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借(公営住宅以外)	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借(公営住宅以外)	50	50	100
中規模半壊した世帯	建設・購入	－	100	100
	補修	－	50	50
	賃借(公営住宅以外)	－	25	25

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借(公営住宅以外)	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借(公営住宅以外)	37.5	37.5	75
中規模半壊した世帯	建設・購入	－	75	75
	補修	－	37.5	37.5
	賃借(公営住宅以外)	－	18.75	18.75

(3) 住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設

ア 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧に向けた対策であるとともに復旧・復興対策としても重要であり、災害のない状況では想定しがたい条件下における住宅再建等に向けた被災者の意思形成を支援するような情報提供を、その提供体制構築も含め円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、ほとんどの被災者にとっては未知の領域であ

るが、被災者にとっては早期の生活再建に、行政にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであり、早期から積極的に促進する。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平常時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

イ 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても対応できない住宅確保要配慮者に対しては、県及び市町は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

ウ 住宅金融支援機構との連携

県及び町は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時には家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(4) 租税の徴収猶予及び減免等

ア 県税の減免及び期限延長

(ア) 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

(イ) 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

イ 町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの町の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定（風水害等対策編・震災対策編共通）

第1項 活動方針

- 本町が特定大規模災害となる地震による甚大な被害を受けた場合、速やかに「町震災復興本部(仮称)」を設置する。
- 発災後、「町震災復興本部(仮称)」において速やかに復興法に基づく復興方針を策定し、町の復興対策を支援できるよう、復興方針の事前検討及び復興指針（仮称）の策定を行う。

第2項 対策

1 復興体制の構築

(1) 町震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「町復興計画(仮称)」の策定を始めとする、町の総合的な復興対策を指揮する「町震災復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

2 復興計画の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「町復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。

3 復興計画の実施

町は、復興計画に基づき、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。復興計画においては、目標年度を定めるとともに、必要な事項を定める。

(1) 復興目標年度の設定

復興計画の目標年度は、災害の規模を勘案し、早期に決定する。

(2) 復興計画の構成

復興計画は、災害復興方針を受けて、計画目標、施策体系、想定される事業からなる復興事業計画等から構成する。

(3) 復興計画の留意点

ア 復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、国・県との連携、広域調整などにより、必要な体制を整備する。

イ 復興計画では、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

ウ 住民が自らの生活とまちを守り、再建していく姿勢と自主的な取り組みが重要であり、町は、住民、団体及び企業等の主体的な参画を得ながら、相互に連携・協力して復興を進めていく新たな仕組みづくりを行い、具体的に計画に反映させる。

エ 復興は長期にわたる取り組みにより推進されることから、復興計画は、社会情勢や住民ニーズの変化に対応して、柔軟かつ現実的な対応により運用することに配慮する。

オ 特に重要かつ緊急対応が必要な事業（例、生活再建復興、住宅復興、公共施設・ライフライン施設、産業復興等）については、復興計画に対応して、分野別緊急復興計画を策定し、事業の推進を図る。

第4節 民生安定のための緊急措置

第1項 活動方針

○ 震災時の混乱状態を解消し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図ることにより、人心の安定と社会秩序の回復を図る。

第2項 対策

1 災害弔慰金、災害援護資金

災害により死亡し、障害の状態となり、又は住居等に被害を受けた遺族等に対して、町は「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年度会町条例第 35 号）」の規定に基づき次の施策を実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者 1 人当たり

ア	その者が主として生計を維持していた場合	500 万円
イ	その他の場合	250 万円

(2) 災害障害見舞金の支給

ア	災害により障害の状態となった者が主として生計を維持していた場合	250 万円
イ	その他の場合	125 万円

(3) 災害援護資金の貸付

住居、家財の被害の程度に応じて、150 万円～350 万円の貸付を行う。

2 生業資金等の貸付

(1) 救助法による生業資金の貸付

被災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の少額融資は本計画によるものとする。

住家が全壊（焼）又は流出し、生業の手段を失った世帯で次の各号に該当する者に対して行う。

ア 小資本で生業を営んでいた者であること。

イ 蓄積資金を有しないこと。

ウ 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。

エ 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。

(2) 母子父子寡婦福祉資金

「第 4 部 第 1 章 第 2 節 第 2 項 2 (1) イ母子父子寡婦福祉資金」を参照。

(3) 生活福祉資金

「第 4 部 第 1 章 第 2 節 第 2 項 2 (1) ウ生活福祉資金」を参照。

3 被災者に対する職業あっせん等

(1) 通勤地域における適職求人の開拓

ア 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。

イ 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

(2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。

イ 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

(3) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

4 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って被害者の生活の安定を図る。

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これに類する災害に因る被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

(2) 県税の減免及び期限延長

ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、県は被災納税者に対する県税の減免を行うものとする。なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとする。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納付期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長するものとする。

(3) 町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、条例の定めるところに従って必要な措置をするものとする。

- ア 度会町分担金徴収条例（昭和 56 年度会町条例第 16 号）
- イ 度会町水道事業給水条例（平成 10 年度会町条例第 17 号）
- ウ 度会町税条例（昭和 37 年度会町条例第 1 号）
- エ 度会町国民健康保険税条例（昭和 34 年度会町条例第 8 号）

5 簡易保険・郵便年金契約者に対する非常貸付・郵便貯金等預金者に対する非常払渡等

(1) 簡易保険・郵便年金契約者に対する非常貸付

天災等により、多数の保険契約者が罹災した場合に保険者が一定地域の保険契約者のため必要と認める場合には、特に指定した郵便局で普通貸付金を即時払渡すことにしている。

(2) 郵便貯金等の預金者に対する非常払渡

救助法が適用された区域内に対し、郵便局において非常払渡を取り扱う。

(3) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

救助法第 2 条に規定する被害者であって、同法第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる救助、又は同項第 3 号に掲げる救助を受ける者については、郵便法の規定により郵便葉書及び郵便書簡の無償交付を受けられる。

6 町営住宅の建設及び住宅金融公庫資金のあっせん

(1) 町営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、町及び県は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地市町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(2) 住宅金融公庫資金のあっせん

町及び県は、被災地の滅失家屋を調査し、住宅金融公庫法に規定する災害復旧住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復旧資金の借入の促進を図る。

7 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災関係機関は、災害復旧に当たって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧用資材の調達、輸送等に努めるものとする。